

廃 対 第 5 4 8 3 号
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業者 各位

石川県環境部廃棄物対策課長
(公 印 省 略)

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の合理化について (通知)

平素より、本県の廃棄物行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成 22 年 12 月 22 日付け政令第 248 号。)の施行(平成 23 年 4 月 1 日)により、石川県知事の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している者(ただし、金沢市長の積替えの許可を有している者を除く。)は、金沢市内を含めた県内全域で業を営むことができることとなります。

つきましては、石川県が既に交付した産業廃棄物収集運搬業許可証又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証に「営業区域は、金沢市の区域を除く石川県の区域」と記載されていても、金沢市長の積替えの許可を有さない者は、平成 23 年 4 月 1 日からこの記載にかかわらず、石川県知事の許可により、金沢市内を含む県内全域で収集運搬が可能となりますのでお知らせいたします。

なお、許可証の書換えを希望される場合には、別紙の申立書の提出により、許可証の書換え交付を行います。(任意)

※ 県の許可が金沢市の許可品目をすべて含んでいる場合は、金沢市の許可は自動失効することになります。この場合以外については、経過措置が適用され、市の許可品目については、引き続き、市の許可で収集運搬することができます。

※ 詳細については別添パンフレット「廃棄物処理法の改正について」(P18、19の「18. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化」)をご参照ください。

(事務担当)

石川県環境部廃棄物対策課
審査グループ

TEL : 076-225-1472

FAX : 076-225-1473